

保医発1228第2号  
平成27年12月28日

地方厚生（支）局医療課長  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長  
（公印省略）

厚生労働省保険局歯科医療管理官  
（公印省略）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の  
一部改正について

今般、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成20年厚生労働省告示第61号）の一部が平成27年厚生労働省告示第483号をもって改正され、平成28年1月1日から適用することとされたことに伴い、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、同日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添1 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月5日保医発0305第3号）の一部改正について

別添2 「特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について」（平成26年3月5日保医発0305第5号）の一部改正について

別添3 「特定保険医療材料の定義について」（平成26年3月5日保医発0305第8号）の一部改正について

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」  
(平成26年3月5日保医発0305第3号)の一部改正について

- 1 医科診療報酬点数表の第2章第9部第1節J045-2(1)中「本療法について」を「小児の肺高血圧を伴う低酸素性呼吸不全の改善を目的として本療法を行った場合」に改める。
- 2 医科診療報酬点数表の第2章第9部第1節J045-2の(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。
  - (2) 心臓手術の周術期における肺高血圧の改善を目的として一酸化窒素吸入療法を行った場合には、「J045-2」一酸化窒素吸入療法の所定点数を準用し、算定する。この場合、開始時刻より通算して168時間を限度として、本療法の終了日に算定するが、56時間を超えて本療法を実施する場合は、症状に応じて離脱の可能性について検討し、その検討結果を診療録に記録すること。また、医学的根拠に基づきこの限度を超えて算定する場合は、さらに48時間を限度として算定できるが、診療報酬明細書の摘要欄にその理由及び医学的な根拠を詳細に記載すること。
- 3 医科診療報酬点数表の第2章第9部第1節J045-2(3)中「(1)」を「(1)及び(2)」に改める。
- 4 医科診療報酬点数表の第2章第9部第1節J045-2(4)中「呼吸心拍監視」を「(1)又は(2)と呼吸心拍監視」に改める。
- 5 医科診療報酬点数表の第2章第9部第1節J045-2(5)中「喀痰吸引」を「(1)又は(2)と喀痰吸引」に改める。
- 6 歯科診療報酬点数表の第2章第8部第1節I019(8)の次に次のように加える。
  - (9) ファイバーポストを用いた支台築造の除去については、「3 根管内ポストを有する鋳造体の除去」の所定点数を準用し算定する。
- 7 歯科診療報酬点数表の第2章第12部第1節M002(3)中「複合レジン(築造用)及びスクリューポスト(支台築造用)」を「複合レジン(築造用)及びファイバーポスト(支台築造用)又はスクリューポスト(支台築造用)」に改める。
- 8 歯科診療報酬点数表の第2章第12部第1節M002中(6)を(9)とし、(5)の次に次のように加える。
  - (6) ファイバーポストを用いた支台築造は、区分番号M002に掲げる支台築造の「2その他」により算定する。また、当該材料を用いて間接法により支台築造を行う場合においては、M002-2支台築造印象を算定できる。
  - (7) ファイバーポストは1根管あたり1本を限度として算定する。
  - (8) ファイバーポストを大臼歯及び小臼歯に使用する場合は、1歯あたり2本を

限度として算定できる。

9 歯科診療報酬点数表の第2章第12部第1節M002の(9)の次に次のように加える。

(10) その他の支台築造のうち、ファイバーポストを用いない場合は、診療報酬請求書の「歯冠修復及び欠損補綴」欄の「支台築造」の項の「その他」の項のうち、前歯及び小臼歯は「前小」の項に、大臼歯は「大」の項に、それぞれ点数及び回数を記載する。また、その他の支台築造のうち、ファイバーポストを用いた場合は、診療報酬請求書の歯冠修復及び欠損補綴の「その他」欄に、「ファイバーポスト」と表示し、部位毎にそれぞれ、部位、使用本数、合計点及び回数を記載する。なお、部位は「ファイバーポスト」の表示の前に記載すること。

ア 手術中に一時的に血液をバイパスするために使用するチューブであること。  
イ 材質が合成樹脂であること。

12 別表のⅡ146(3)④ア中「胸部大動脈瘤」を「胸部大動脈瘤、胸部大動脈解離又は外傷性大動脈損傷のうち、胸部大動脈瘤を含む1つ以上の疾患」に改める。

13 別表のⅡ187の次に次のように加える。

188 自己拡張型人工生体弁システム

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（7）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「経カテーテルブタ心のう膜弁」であること。
- (2) 狭窄した心臓弁に対し、経皮的に人工弁を留置することを目的とした人工生体弁セットであること。
- ③ 自己拡張機能を持つこと。

189 ヒト骨格筋由来細胞シート

(1) 定義

次のいずれにも該当すること。

- ① 薬事承認又は認証上、類別が「ヒト体性幹細胞加工製品」であって、一般的名称が「ヒト（自己）骨格筋由来細胞シート」であること。
  - ② 採取した患者の骨格筋から得られる筋芽細胞を培養し、シート状に調製するために用いられる材料であること。
- (2) 機能区分の考え方  
用いられる工程に応じて、採取・継代培養キット及び回収・調製キットの合計2区分に区分する。
- ③ 機能区分の定義
- ① 採取・継代培養キット  
患者より骨格筋を採取した後、筋芽細胞の継代培養が終了するまでに使用される材料から構成されるキットであること。
  - ② 回収・調製キット  
筋芽細胞の継代培養が終了した後、シート状に調製し終えるまでに使用される材料から構成されるキットであること。

14 別表のⅤ058の次に次のように加える。

059 ファイバーポスト 支台築造用

定義

次のいずれにも該当すること

- (1) 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であって、一般的名称が「歯科根管用ポスト成形品」又は「歯科根管ポスト成形品キット」であること。
- (2) ガラス繊維を70%以上含有し、曲げ強さが700MPa以上であること。
- (3) 先端部がテーパ形状であり、光透過性及びアルミニウム2mm相当以上のX線造影性を有すること。
- (4) 1本が1根管相当分の規格であること。
- ⑤ 支台築造に用いる合釘であること。

第1節 歯冠修復物又は欠損補綴診療料

(1)、(2) (略)

(3) 「その他」とは、複合レジン（築造用）及びファイバーポスト（支台築造用）又はスクレット等による簡単な支台築造等により築造するものをいい、セメント等による簡単な支台築造は含まない。ただし、根管治療を実施した歯の歯冠部の近遠心及び唇頬舌側歯質のうち3面以上が残存しており、複合レジン（築造用）のみで築造できる場合は、スクレット（支台築造用）等を使用しなくても算定できる。

(4)、(5) (略)

(6) ファイバーポストを用いた支台築造は、区分番号M002に掲げる支台築造の「2その他」により算定する。また、当該材料を用いて間接法により支台築造を行う場合においては、M002-2支台築造印象を算定できる。

(7) ファイバーポストは1根管あたり1本を限度として算定する。

(8) ファイバーポストを大臼歯および小臼歯に使用する場合は、1歯あたり2本を限度として算定できる。

(9) 歯冠修復に当たり、メタルコア、全部金属冠等を同一模型上で製作し、同日の患者への装着は、歯科医学的に適切であると認められる場合を除き、常態として認められない。この場合において、印象採得は全部金属冠等により算定し、支台築造印象は算定できない。

(10) その他の支台築造のうち、ファイバーポストを用いない場合は、診療報酬請求書の「歯冠修復及び欠損補綴」欄の「支台築造」の項の「その他」の項のうち、前歯及び小臼歯は「前小」の項に、大臼歯は「大」の項に、それぞれ点数及び回数に記載する。また、その他の支台築造のうち、ファイバーポストを用いた場合は、診療報酬請求書の歯冠修復及び欠損補綴の「その他」欄に、「ファイバーポスト」と表示し、部位毎にそれぞれ、部位、使用本数、合計点及び回数を記載する。なお、部位は「ファイバーポスト」の表示の前に記載すること。

第1節 歯冠修復物又は欠損補綴診療料

(1)、(2) (略)

(3) 「その他」とは、複合レジン（築造用）及びスクレット等による簡単な支台築造等により築造するものをいい、セメント等による簡単な支台築造は含まない。ただし、根管治療を実施した歯の歯冠部の近遠心及び唇頬舌側歯質のうち3面以上が残存しており、複合レジン（築造用）のみで築造できる場合は、スクレット（支台築造用）等を使用しなくても算定できる。

(4)、(5) (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(6) 歯冠修復に当たり、メタルコア、全部金属冠等を同一模型上で製作し、同日の患者への装着は、歯科医学的に適切であると認められる場合を除き、常態として認められない。この場合において、印象採得は全部金属冠等により算定し、支台築造印象は算定できない。

に使用される材料から構成されるキットであること。

② 回収・調製キット

筋芽細胞の継代培養が終了した後、シート状に調製し終えるまで  
に使用される材料から構成されるキットであること。

III、IV (略)

V 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価  
格

001～058 (略)

059 ファイバーポスト 支台築造用

定義

次のいずれにも該当すること

① 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であって、  
一般的名称が「歯科根管用ポスト成形品」又は「歯科根管ポスト成形品  
キット」であること。

② ガラス繊維を70%以上含有し、曲げ強さが700MPa以上であること。

③ 先端部がテーパー形状であり、光透過性及びアルミニウム2mm相当以上  
のX線造影性を有すること。

④ 1本が1根管相当分の規格であること。

⑤ 支台築造に用いる合釘であること。

VI、VII (略)

III、IV (略)

V 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価  
格

001～058 (略)

(新設)

VI、VII (略)